

# 令和4年度(株)ロードランナー湘南営業所運輸安全マネジメント実施計画書 令和4年4月1日～令和5年3月31日

項目	内容	実施結果の評価	次年度の改善計画
経営責任者の責務と輸送の安全に対する基本的な方針	<p><b>1. 経営者の責務</b>                      (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る                      (2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる                      (3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により、継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施及び管理の状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う                      (4) 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する</p> <p><b>2. わが社の輸送の安全に対する基本的な方針 (令和4年度) (安 1)</b>                      (1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み絶えず安全性の向上を図る                      (2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報開示を行う                      (3) 「輸送の安全」を確固たるものにするため、運行管理及び車両管理体制強化を図り、プロドライバーの育成・指導・教育を行う                      (4) 社内的な交通ルール及びマナーを構築し、交通事故の減少を図る。</p>		
基本方針達成の具体的な目標・計画	<p><b>1. 目標の設定 (令和4年度) (安 1)</b>  <b>(1) 交通事故の減少目標</b>                      ア. 重大人身事故(第一当事者) ゼロ、それ以外の人身事故ゼロを、目標とする。                      イ. 物損事故 前年同様「ゼロ」を目標 (3年度物損事故1件)  <b>(2) 輸送の安全に関する投資額</b> 大型車にデジタコの導入を、推進する。                      今年度(4年度) 2両・・・1631と1530</p> <p><b>2. 目標達成のための計画 (安 1)</b>                      (1) 運行管理体制の充実強化                      ア. 点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立するとともに適任者を育成し選任する。                      イ. 経営トップは運行管理者の業務(19項目)の実施状況について、その適否を適宜確認し指導監督する                      ウ. 春・秋の交通安全週間にはドライバーへの指導の強化を実施する                      (2) <b>教育及び研修の充実強化</b>                      ア. 運転者等の年令、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設等を活用し人材育成を図る                      イ. 安全マネジメントに係る要員に対する教育・研修を行う                      ウ. 教育・研修については、点呼等の機会を捉えて意思疎通を十分図るとともに、運転者の特性や運行実態等を踏まえ、運転者からの安全対策の提案を踏まえて実施する。(事故対策マニュアル                      エ. 公的機関の安全講習会への積極的な参加                      (3) 運転者台帳を確実に作成し、運転者の安全管理に活用する。</p>		
適正な安全マネジメントの実施	<p>1. 安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める                      2. 下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないように配慮すると共に可能な限り協力するように努める</p>		
改の時生発	<p>1. 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取締り等を受けた場合には、速やかに原因を分析し、改善方策を立て全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る</p>		
情報の公開等	<p>1. 次の事項を毎事業年度の経過後100日以内に外部に対して公表する                      ・輸送の安全に関する基本的な方針 (安 2)                      ・輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 (安 2) (安 3)                      ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(前年度の総件数・累計別の事故件数)</p> <p>2. 輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合には、その内容並びに当該処分に基つき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅滞なく公表する                      ・輸送の安全確保命令                      ・事業改善命令                      ・自動車その他の輸送施設の使用停止処分                      ・事業停止処分                      公表の方法は、①事業所内に書面を掲示する。②当社ホームページ上に公表する。</p>		
理の記録	<p>1. マネジメントの実施状況が分かるように記録・保存する                      輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック(評価)の結果(目標の達成状況)、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する</p>		